

空家対策を総合的に進めています

問 市 米原近江地域協働課(米原庁舎) ☎52-6623 FAX 52-4539

市内の空家状況

市内の空家は、若者の転出超過を原因とした人口減少と並行して、ここ10年で急速に増加しています。そこで、市では平成27年7月に「米原市空家等の発生予防、管理および活用推進に関する条例」を施行、翌年3月には「米原市空家等対策計画」を策定し「空家にしない、させない、ほっとかない」を基本理念とした空家対策を総合的に進めています。

空家総合相談窓口(空家バンク)

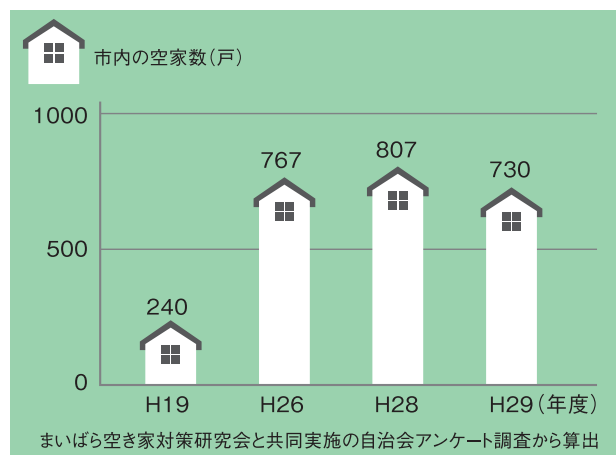
市では、自治会や「まいばら空き家対策研究会」と連携を図り、活用できる空家と移住・住み替え希望者とのご縁を結ぶ、空家バンク事業に取り組んでいます。空家を「売りたい、買いたい、借りたい」とお考えの人は「まいばら空き家対策研究会」へお気軽にご相談ください。



空家バンクを通じた入居件数

H26	H27	H28	H29	合計
3件	16件	16件	9件	44件

問 まいばら空き家対策研究会
☎・FAX 56-1034 URL <http://koisuru-akiya.com/>



特定空家等の認定

市の調査で、市内の空家のおよそ1割が市民の生命や財産を脅かす特定空家等に認定される可能性があることがわかりました。

空家の管理は、所有者にその責務があり、市ではこれまで所有者に対して情報提供や助言等を行い、自主的な改善を促してきました。

しかし、改善されない空家は特定空家等として認定を進め、周囲への安全のため、所有者に対し勧告や命令等の措置を行います。平成29年度には、付属機関である米原市空家等対策協議会での審議を経て、5件の空家を特定空家等として認定しました。空家をお持ちのみなさんは、空家を適正に管理し、特定空家等になる前に、活用等を進めましょう。



特定空家等に対する措置概要

(空家対策の推進に関する特別措置法第14条、第16条)

- ・市は所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令等の措置を行うことができる。
- ・命令に従わない場合等は、行政代執行の方法により強制執行が可能となる。
- ・住宅用地に対する固定資産税または都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、勧告により当該敷地について特例の対象から除外される。
- ・命令に違反した場合は、50万円以下の過料に処される。



特定空家等…周辺への悪影響や、危険等の切迫性などが高い空家

住宅(空家)リフォーム工事費の一部を支援します！ 「びわ湖の素・米原 住宅リフォーム補助金」

子育て世帯等の移住定住による地域コミュニティの活性化と市内事業者の活用による地域経済の活性化を促進するため、住宅(空家)リフォーム工事費の一部を支援します。

※リフォーム工事開始までに申請する必要があります。
※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

- | | |
|-------|--|
| 期 間 | 2018年度から2020年度まで(3年間) |
| 対 象 者 | 市内在住または在住予定の人、世帯員が10年以上居住する見込みの人 など |
| 対象事業 | 市内事業者による100万円以上の住宅または空家のリフォーム工事
※申請を行った年度内に工事が完了するものであること |
| 申 請 書 | 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。(各庁舎窓口でもお渡しできます) |
| 申請方法 | 申請書に必要事項を記入の上、各庁舎窓口に提出ください。 |

住宅リフォーム事業

- | | |
|------|---|
| 対 象 | 住宅 |
| 補助金額 | ・ 10万円
・ 以下に該当する場合、さらに各5万円加算
①「転入者」「三世帯同居・近居」「子育て世帯※1」のいずれかに該当
②「創出エネルギー改修※2」を実施した場合 |

空家リフォーム事業(子育て世帯)

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 対 象 | 空家バンクを通じて取得した空家 |
| 補助金額 | 上限200万円(補助率3分の2) |
| 補助条件 | 子育て世帯であること
実績報告時に耐震基準に適合していること |

※詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。米原近江地域協働課へお問い合わせください。

空家リフォーム事業

- | | |
|------|-----------------------|
| 対 象 | 空家バンクを通じて、取得または賃借した空家 |
| 補助金額 | 上限100万円(補助率3分の2) |



※1 義務教育修了前の子がいる世帯

※2 住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム等の設置を伴うリフォーム工事

山室木材工業株式会社と「空家等の除却促進に関する協定」を締結

4月6日、米原庁舎で、山室木材工業株式会社と「空家等の除却および再資源化等の促進に関する協定書締結式」を行いました。

この協定は、市民の生活環境に悪影響を及ぼす危険な空家等の除却および空家除却に伴い発生する建築廃材の再資源化を促進することを目的としています。同社は協定に基づき、市内の空家等から発生した建築廃材(木材廃棄物)を無償または特別価格で処分します。

市は、空家所有者から除却に関する相談を受けた際に、同社を紹介するとともに、取り組みを広く知らせます。空家の解体でお困りの場合はぜひ活用ください。

